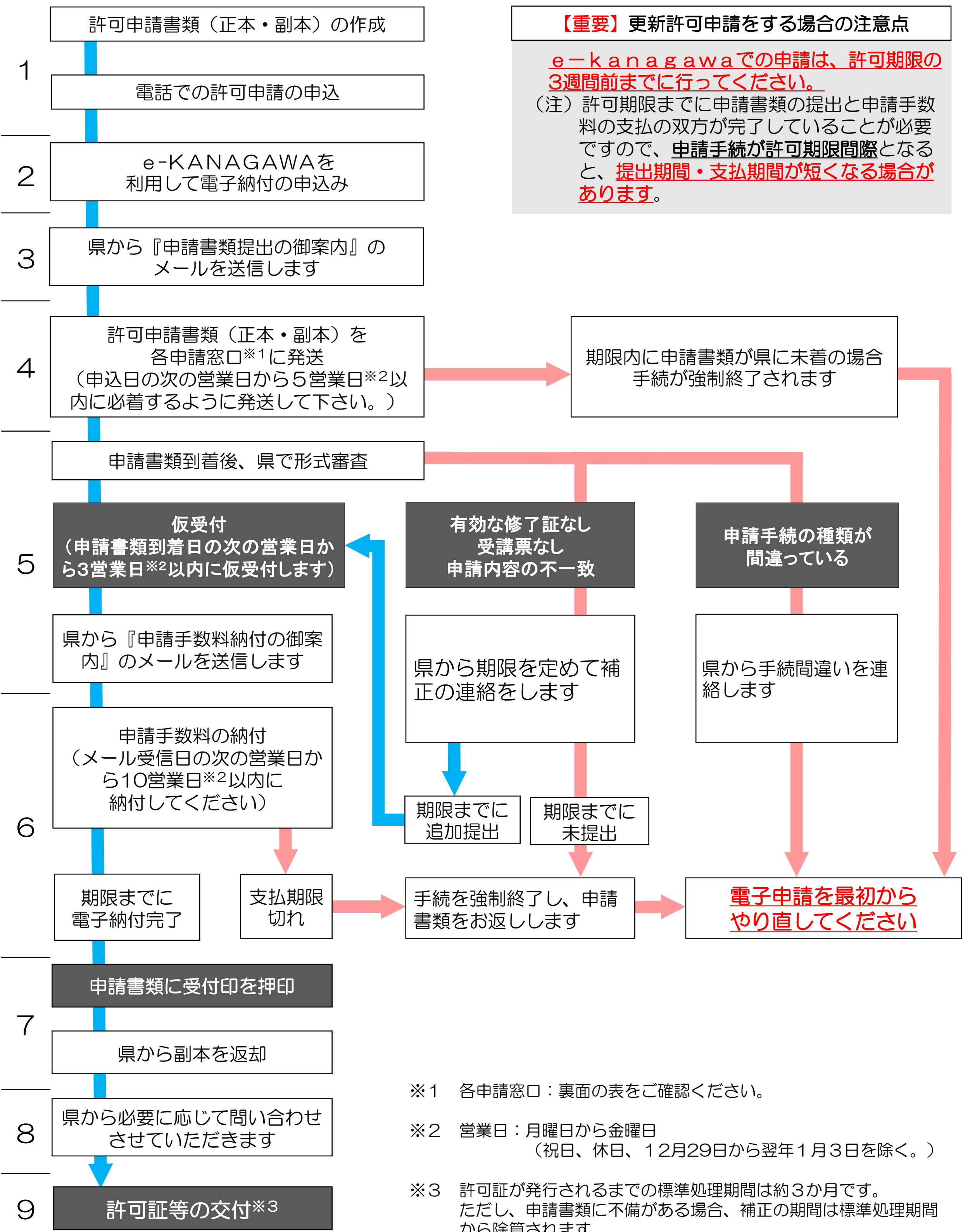


(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業 (積替・保管を除く) に関する e - k a n a g a w a を利用して申請手数料を電子納付する流れ



※1 各申請窓口：裏面の表をご確認ください。

※2 営業日：月曜日から金曜日 (祝日、休日、12月29日から翌年1月3日を除く。)

※3 許可証が発行されるまでの標準処理期間は約3か月です。ただし、申請書類に不備がある場合、補正の期間は標準処理期間から除算されます。

（特別管理）産業廃棄物収集運搬業（積替・保管を除く）に関する e－k a n a g a w aを利用して申請手数料を電子納付する流れ

【重要】更新許可申請をする場合の注意点

e－k a n a g a w aでの申請は、許可期限の3週間前までに行ってください。
（注）許可期限までに申請書類の提出と申請手数料の支払の双方が完了していることが必要ですので、申請手続きが許可期限間際となると、提出期間・支払期間が短くなる場合があります。

1	申請者は、 <u>許可申請書類が完成した段階で</u> 申請窓口(資源循環推進課・各地域県政総合センター)へe－k a n a g a w aによる電子納付を利用して、郵送による許可申請を希望する旨を連絡してください。
2	申請者は、 e－k a n a g a w aから電子納付の申込みをしてください。
3	県から、 『申請書類提出の御案内』のメールを送信いたします。
4	申請者は、 申込日の次の営業日から5営業日※以内に必着するように許可申請書類（正本・副本）を含め、以下の書類を下記の申請窓口に発送してください。 ※営業日（以下同じ）：月曜日から金曜日（祝日、休日、12月29日から翌年1月3日を除く。） (1)許可申請書 正本及び副本 各1部 (2)副本返送用の封筒又はレターパック(プラスでもライトでも可) (3)許可証郵送用のレターパックプラス又は490円分（クリアファイルを同封する場合は530円分）の切手を貼付したA4封筒
5	県は、 申請書類が到着次第、形式審査を行います。形式面で問題がなければ、申請書類到着日の次の営業日から3営業日以内に仮受付を行います。その後、『申請手数料納付の御案内』のメールを送信します。
6	申請者は、 『申請手数料納付の御案内』のメール受信日の次の営業日から10営業日以内に電子納付を完了してください。
7	県は、 電子での納付確認が取れ次第、各申請窓口より受付印を押印した許可申請書（副本）を郵送します。
8	許可申請書類について内容の不備や疑義がある場合、担当者から電話でお問い合わせさせていただきます。
9	審査の結果、許可基準に適合していると認められた場合、許可証を交付します。 （許可証が発行されるまでの標準処理期間は約3か月です。ただし、申請書類に不備がある場合、補正の期間は標準処理期間から除算されます。）

【法人】本店所在地 【個人】住所	申請窓口(送付先)の宛先	住 所
横浜市、川崎市、神奈川県外 注：本県の処分業許可を有する場合は所管の県政総合センターが窓口となります。	環境農政局 環境部 資源循環推進課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 Tel (045)210-1111 内線4161～4165
横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部 環境課	〒238-0006 横須賀市日の出町2-9-19 Tel (046)823-0210（代表）
相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター 環境部 環境調整課	〒243-0004 厚木市水引2-3-1 Tel (046)224-1111（代表）
平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター 環境部 環境調整課	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 Tel (0463)22-2711（代表）
小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	県西地域県政総合センター 環境部 環境調整課	〒250-0042 小田原市荻窪350-1 Tel (0465)32-8000（代表）